

地域計画(案)の公告・縦覧について

令和5年4月1日の農業経営基盤強化促進法改正に伴い、地域農業の在り方を示した「人・農地プラン」に代わるものとして、令和7年3月31日までに「地域計画」を策定することが義務づけられました。

茅野市はこれまで、農振農用地を有する市内8地区において「協議の場」を設け、地域農業の課題、将来のあり方などを話し合い「地域計画」と、「10年後の農地利用の将来図である「目標地図」の素案を作ってきました。

農業経営基盤強化促進法第19条第7項の規定により、下記のとおり地域計画の案について公告し、縦覧に供します。

利害関係人で、地域計画(案)に対する意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに茅野市農林課まで「意見書」をご提出ください。

1. 縦覧場所

茅野市役所農林課

2. 縦覧期間

令和7年2月21日(金曜日)から令和7年3月7日(金曜日)

(問合せ先)

担 当 茅野市産業経済部農林課

農業委員会事務局

電 話 0266-72-2101 内線 403、442

電子メール norin@city.chino.lg.jp

nogyoiinkai@city.chino.lg.jp